

2026 年 6 月 3 日

学校法人明治薬科大学

理 事 会 御中

評議員会 御中

常勤監事 毛利 公則



監事 川名 敏夫



監事 飯室 進康



令和 7 年度 監査報告書

私たち監事は、私立学校法第 52 条第 1 号及び寄附行為第 34 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 7 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)の、学校法人明治薬科大学(以下、「本学」といいます。)の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況を監査致しました。その方法及び結果について、私立学校法第 56 条第 1 項及び寄附行為第 34 条第 1 項第 2 号に基づき、以下の通り報告致します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び教職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び教職員から職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規程、議事録等を閲覧し、業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況を調査しました。

- (2) 事業報告書に記載されている私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号の体制(以下、「内部統制システム」)の整備に関する理事会の決議内容、内部統制システムの運用状況を調査し、理事及び教職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務遂行が適正に行われるための体制に関する事項の他、会計監査人の職務執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査の結果

(1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

ア 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

イ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

(2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

ア 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本学の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務遂行に関し、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

ウ 内部統制システムの整備についての理事会決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

以上